

平成 27 年 1 月 29 日

〔（介護予防）訪問介護事業所管理者
（介護予防）通所介護事業所管理者
居宅介護支援事業所管理者〕 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
事業者指導・指定担当課長

サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム等に併設又は近接している事業所
における留意事項について（通知）

平素より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近本市においても増加しているサービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム等（以下「高齢者住宅等」という。）と併設又は近接（以下「併設等」という。）し、主に当該高齢者住宅等に居住する利用者にサービス提供している、（介護予防）訪問介護事業所、（介護予防）通所介護事業所及び居宅介護支援事業所において、各々の事業所が独立した運営を行わず、一体的な運営を行うことにより、次のような不適切な取扱いが確認されています。

1 （介護予防）訪問介護事業所及び（介護予防）通所介護事業所に共通する事例

- (1) 職員配置について、効率的であることを理由に、高齢者住宅等の職員と兼務した際に、各々の事業所での勤務時間が明確に区分されておらず、勤務体制が不明瞭となっていた。
- (2) 管理者が、各事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていなかった。
- (3) 利用料について、区分支給限度基準額を超過し利用者の自費対応となった場合、利用者の経済状態に応じて自己負担額を徴収しない場合があるなど、利用者間で不公平な取扱いをしていた。

2 （介護予防）訪問介護事業所に関する事例

- (1) 訪問介護のサービス提供の記録について、実際のサービス提供時間とは異なる時間帯で記録するなど、サービス提供の記録方法、その確認方法及び管理等が常態的に不適切だった。
- (2) 訪問介護計画に位置付けられていたサービスが自費対応となった際に、訪問介護計画及び居宅サービス計画の変更等の手続きを行っていなかったため、自費対応となったサービスについても介護報酬請求をしていた。
- (3) 訪問介護のサービス提供責任者が、訪問介護員の業務の実施状況を把握していないなど、組織の管理体制が不明瞭だった。

3 （介護予防）通所介護事業所に関する事例

- (1) 通所介護のサービス提供の記録について、通所介護計画の予定時間を記載し、実際のサービス提供時間と異なっていた。
- (2) 通所介護計画について、区分支給限度基準額内で収めるため、予め計画で位置付けられているサービス内容を頻繁に変更し、居宅サービス計画と通所介護計画の内容が相違した状態になっていた。

4 居宅介護支援事業所に関する事例

- (1) 居宅サービス計画について、サービス内容の変更があった際に、適正な居宅サービス計画の変更の手続きが行われておらず、介護サービス事業所との連携が取れていなかった。
- (2) 事業所の都合により、夜間・深夜及び早朝の時間帯に訪問介護サービスを位置付けて加算を請求したり、週当たり 5 日の生活援助を位置付けるなど、利用者の自立に向けた支援となっていない居宅サービス計画を作成していた。

つきましては、下記に留意の上、本市条例及び厚生労働省令等の関係法令に従い、適切に事業を運営してください。今後の実地指導や監査等において、同様の事例を確認し、著しく不適切と判断した場合は、行政処分の対象となることがあります。

また、平成27年度の介護報酬改定において、訪問介護事業所については、集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直しが予定されていますので、情報収集に努め、適正に対応してください。

記

1 (介護予防) 訪問介護事業所及び(介護予防) 通所介護事業所に関する留意事項

(1) 人員配置、勤務体制の確保等

高齢者住宅等の職員と兼務する場合には、高齢者住宅等の職員としての勤務時間と介護サービス事業所の職員としての勤務時間を明確に区分すること。

また、介護サービス事業所においては、月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、(介護予防) 訪問介護事業所のサービス提供責任者の配置、(介護予防) 通所介護事業所の生活相談員、看護職員及び機能訓練指導員の配置等を明確にしておくこと。

(2) サービスの提供の記録

サービスを提供した際には、実際のサービスの提供の日時、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス提供の記録、その確認及び保管方法等を定め、それらを管理する担当者を配置するなど適正に管理できる体制を整えること。

(3) (介護予防) 訪問介護計画、(介護予防) 通所介護計画の作成

サービスの提供に当たっては当該計画に基づく必要があることから、サービスの提供開始までに、(介護予防) 訪問介護事業所ではサービス提供責任者が、(介護予防) 通所介護事業所では管理者が当該計画を作成すること。また、サービス内容等を変更する必要がある場合には、その都度、適正な手続きを経て当該計画を変更すること。

(4) 管理者等の責務

管理者は、業務内容の管理を一元的に行わなければならない、従業員の業務分担等を明確に定めるなど、運営等に関する基準を遵守させる体制を整えておくこと。

また、(介護予防) 訪問介護事業所のサービス提供責任者は、訪問介護員等へ具体的な援助目標及び援助内容を指示し、利用者情報を伝達するとともに、業務の実施状況を把握して、利用者に対して適切なサービスを提供すること。

(5) 利用料等の受領

利用者に対する請求に関し、他の利用者との間に不合理な差額を設けることなく、適切な支払いを受けること。

介護保険以外のサービスについては、運営規定を別に定めて介護保険の対象とはならないサービスであることを利用者に説明して理解を得ておくこと。また、それらのサービスについて介護保険の会計と明確に区分して管理すること。

2 居宅介護支援事業所に関する留意事項

○ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

適切なケアマネジメントにより、利用者個々の状態に応じた居宅サービス計画を作成するとともに、利用者の状況変化等を踏まえ、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行うなど、利用者の自立支援に向けたサービス提供を行うこと。

また、居宅サービス計画へ居宅サービスを位置付けるに当たって、高齢者住宅等に併設等している介護サービス事業所の利用を強制することは認められないため、併設等している介護サービス事業所以外の利用についても提示するなど、利用者又はその家族の意向を十分に確認し、居宅サービス計画を作成すること。

お問合せ先：介護保険課事業者指導係 (電話：082-504-2183 fax：082-504-2136)

介護サービス事業者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

電子メールアドレスの登録・更新について（お願い）

本市では、法人及び介護サービス事業所への事務連絡等について、電子メールを活用しています。

つきましては、御手数ですが、下記により、法人及び介護サービス事業所の電子メールアドレスを、当課へ登録いただきますようお願いいたします。

登録いただく電子メールアドレスについては、事業者において重要な文書等の見落としが無いよう、日常的に確認しているものをお願いします。また、システムの都合上、電子メールアドレスは法人及び介護サービス事業所につき一つとさせていただきます。

既に登録いただいている法人及び介護サービス事業所におかれましては、電子メールアドレスに変更がある場合は当課へ御連絡いただき更新してください。

登録いただいた電子メールアドレスは、広島市からの事務連絡等の他には使用しないことを申し添えます。

添付資料を送付する場合があるため、携帯電話やスマートフォンではなくパーソナルコンピュータで操作できるメールを推奨します。

なお、事務連絡等は主に法人の電子メールアドレスに対し送付させていただきます。サービスを特定して送付する場合や災害等の発生により至急通知する必要のある場合等は介護サービス事業所の電子メールアドレスに、特に必要なものについては各介護サービス事業所へ文書で送付する場合があります。

記

【電子メールアドレスの登録方法】

- 1 宛先を kaigo@city.hiroshima.lg.jp とする。
- 2 電子メールの件名に「電子メールアドレス登録」と記載する。
- 3 電子メールの本文に次の6項目を記載する。
 - (1) 事業所番号
 - (2) 介護サービスの種類
 - (3) 法人名
 - (4) 法人の電子メールアドレス
 - (5) 介護サービス事業所名
 - (6) 介護サービス事業所の電子メールアドレス

※ 登録・更新に関し問い合わせる場合があるため、送付する電子メールには担当者名を記入してください。

(問い合わせ先)

担 当：介護保険課事業者指導係

e-mail：kaigo@city.hiroshima.lg.jp

T E L：082-504-2183